

手続きチェックシート

転入

高岡市に引っ越しされた方へ

転入届

市民課

あおいろ

高岡市に住み始めた日から、14日以内に届出してください。

【届出に必要なもの】

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」
(マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・お持ちの方は、「**マイナンバーカード**」または「**住民基本台帳カード**」
- ・外国人の方は、「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

関連する手続きは、
次のページです

必要な書類がそろわない場合は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

1点で
本人確認
できるもの

官公庁が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

その他 ・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付き免許証、許可証など

確認に
2点が必要なもの

- ・健康保険証 ・年金手帳
- ・介護保険被保険者証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理の方が手続きするときは・・・

- ① 代理人として来られた方について、本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等で確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、
手続きの対象となる方のマイナンバーを提示いただきます。

「マイナンバーカード」または 「住民基本台帳カード」をお持ちの方へ

市区町村をまたいだ住所異動をしたときは、新住所地でカードの継続利用手続きが必要です。

※必ずカードをご持参ください。

ただし、次の場合はカードが失効し、継続利用ができないため、再発行となります。

- ◎ 転出予定日から30日以内に転入届を行わなかった場合
- ◎ 住み始めた日から14日以内に転入届を行わなかった場合
- ◎ 転入届をした日から90日以内に継続利用の手続きを行わなかった場合
- ◎ カードの有効期間が過ぎている場合
- ◎ カードの運用状況が廃止となっている場合
- ◎ カードの追記欄に余白がない場合



高岡市役所

〒933-8601
高岡市
広小路7番50号

◆市役所代表電話

0766-20-1111

◆開庁時間

午前 8時30分 ～ 午後 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始はお休みです)

支所も可 の手続きは、伏木・戸出・中田・福岡支所でも可能です。内側のチェックシートでご確認ください。

転入

に関連するおもな手続き

本人確認書類（説明は表面）をお持ちください。
課名の下に書いてある色は、窓口看板の色です。

下記にあてはまりますか？		手続き	必要なもの	受付窓口	
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	☐	マイナンバーに関する住所変更等	・マイナンバーカード	市民課 あおいろ 1階⑥ 20-1337
	前住所地でマイナンバーカードを申請してまだ受け取られていない方	☐	再申請が必要 申請中であることを申し出てください		支所も可
保険	国民健康保険に加入する方	☐	国民健康保険の加入の手続き	・マイナンバーカード（お持ちでない方は本人確認書類及びマイナンバーのわかるもの）	1階①② 20-1374
	前の市町村で後期高齢者医療資格確認書（または被保険者証）を持っていた方	☐	県外からの転入の場合は手続きが必要	・後期高齢者医療負担区分等証明書 ・マイナンバーカード（お持ちでない方は本人確認書類及びマイナンバーのわかるもの）	保険年金課 あかいろ 1階③ 20-1481
	国民年金に加入する方または受給中の方	☐	手続き不要 ※前住所地で退職した方は国民年金加入への手続きが必要です	（前住所地で退職した方のみ） ・退職を証明する書類 ・基礎年金番号通知書または年金手帳	1階④ 20-1362
子ども	18歳まで（18歳になって最初の3月31日まで）の子どもがいる方、またはご本人	☐	こども医療費助成の申請 ※転入日から15日以内 ※支所の場合、後日郵送	・子の保険証情報が確認できるもの（有効期限内の健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの保険証情報画面等）	子ども・子育て課 オレンジ 支所も可 2階⑩ 20-1381
	18歳まで（18歳になって最初の3月31日まで）の子どもがいる方	☐	児童手当の受給申請 ※転出予定日の翌日から15日以内	・父母のマイナンバーが分かるもの ・請求者の預金通帳 ・請求者の被保険者情報がわかる書類（有効期限内の健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータル上の被保険者情報が記載されている画面の写し等） ・子のマイナンバーが分かるもの※子と別居しているとき（後日提出可） ※請求者は原則、父母のうち所得の高い方となります ※必要に応じて別途提出書類が必要となることがあります	
	小・中学校の児童生徒がいる方	☐	入学指定書の交付 ※就学援助制度については、学校へお問い合わせください	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書	学校教育課 5階 20-1449
	・0歳～13歳未満の子どもがいる方 ・中学1年生から高校1年生相当（女子）の子どもがいる方	☐	乳幼児健康診査および予防接種の手続き	・母子健康手帳 ・乳児は、乳児一般健康診査受診票（旧住所地発行）	健康増進課 （保健センター） 本丸町7番25号 20-1349

下記にあてはまりますか？ チェック		手続き	必要なもの	受付窓口	
子ども	令和4年度以前に生まれた3歳未満の子どもがいる方	☐	とやまっ子子育て応援券の申請 ※県内他市町村で申請していない場合	子ども・子育て課 オレンジ 支所も可	2階⑬ 20-1393
	・保育園・認定こども園・幼稚園等に入園している子どもがいる方 ・前住所地で、幼児教育・保育の無償化の認定を受けていた方	☐	入園・認定申請 ※現在利用中の園を継続利用したい場合は事前手続きが必要	子ども・子育て課 オレンジ	2階⑮ 20-1377
	前住所地で未熟児養育医療を受給していた方	☐	養育医療の転入手続き	子ども・子育て課 オレンジ	2階⑯ 20-1381
	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受給している方	☐	・児童扶養手当の転入手続き ・ひとり親家庭等医療費助成の申請		
	特別児童扶養手当を受給している方	☐	特別児童扶養手当の転入手続き		
妊産婦	妊娠中の方	☐	妊娠届出または妊婦転入手続き	健康増進課 (保健センター) 本丸町7番25号	20-1344
	産後1か月以内の方	☐	産婦健康診査		
	前住所地で妊産婦医療費受給者証を持っていた方	☐	妊産婦医療費助成の申請 ※支所の場合、後日郵送	子ども・子育て課 オレンジ 支所も可	2階⑯ 20-1381
障がい	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	☐	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の転入手続き	社会福祉課 みどり	1階⑪ 20-1369

※ 裏面もあります

障がい

税

高齡

その他

1階

